

「富士市バリアフリーマスタープラン（案）」の
パブリック・コメントに対する意見及び回答

反映結果の項目は、「1 反映する」、「2 既に盛り込み済み」、「3 今後の参考にするもの」、「4 反映できないもの」、「5 その他（案件とは無関係な意見等）」の5区分

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	道路の用水路について、富士市内は狭い道路が多い上に、蓋がされていない用水路が多いです。子供の通学路にも用水路がありますし、休みの日に小学校高学年の子が低学年の子を連れて用水路に降りて遊んでるのを何度か見かけたこともあります。高齢者も多いので転落や、自動車での事故も心配です。全国でも毎年150人以上が用水路の転落で亡くなっていると言います。全ての用水路に蓋や柵をつけるなど安全対策をしてほしいです。	市といたしましても、ご提案の蓋がされていない道路の用水路への蓋等の設置につきましては、安全性の確保が必要であると認識しており、本マスタープランにおける取組方針の中で、歩道上の障害物除去等による有効幅員の確保を掲げております。 ご提案の安全対策につきましては、歩行者や自転車利用者の安全確保の観点から、関係部署との連携のもと対応に努めてまいります。	2 既に盛り込み済み
2	デジタルデバイスの活用や、障害者福祉・介護保険などの制度の見直しを国に要求してください。 理由：家計を圧迫することなく交通手段を利用できる体制を構築する。	本市では、「第四次富士市情報化計画」に基づき、情報伝達のデジタル化やデジタル格差の解消などに取り組んでおります。また、交通施策につきましても「富士市地域公共交通計画」に基づき、交通と福祉の分野横断的な連携を行うこと等により、だれもが快適に移動できる環境整備を進めております。 なお、福祉等の関係部署においては、各種会議の機会を捉えるなど、必要に応じて国、県へ各種制度の改善等について要望してまいります。 今後も、高齢者や障害者などの方を含めすべての人が利用しやすい公共交通体系の構築に向け関係部署との連携、情報共有等に努めてまいります。	5 その他
3	障害者・高齢者だけの二人暮らし（視覚障害で障害者手帳取得者）の把握をしてほしい。 理由：交通弱者問題が避けて通れない問題です。	誰もが安心して外出し、社会参加できるよう、障害のある方や要介護高齢者、運転免許証を返納した高齢者等の実状の把握に努めるとともに、福祉等の関係部署とも連携、情報共有等に努め、すべての人にやさしい安全・安心・快適に移動できる都市づくりを進めてまいります。	5 その他

4	<p>バスのステップをノンステップに統一することを提案します。</p> <p>バスの車種がさまざまなので、乗降客に合った車両の配置をしていただきますよう提案します。</p> <p>バスの行先表示を順次白色 LED 表示および、バス停付近を明るくしていただきますようお願いいたします。</p>	<p>ご提案のバス車両のノンステップ化やバス停等の整備につきましては必要性を認識しており、本マスタープランにおける取組方針の中で、ユニバーサルデザインに配慮した車両の導入やバス停におけるわかりやすい情報提供及び待機空間の整備を掲げております。また、本市においては、路線バス事業者によるノンステップバス導入や利用環境の改善に対する補助制度を運用しております。なお、バス車両の配置につきましては、路線バス事業者により、路線ごとの利用客数などの傾向を踏まえた配置を行っているものと認識しておりますが、改めて事業者に対し利用実態等に即した配置を要望してまいります。</p>	2 既に盛り込み済み
5	<p>私が最もバリアフリー化が必要と感じているのは地域の学校だと考えています。日本での障がい者は7.6%ですが大災害が起きた際近所の避難所として近所の学校が活用されるにあたって、せめて校舎の一階部分、及び体育館等につきましてはバリアフリー化が喫緊の課題と感じています。また、障害児が近所の学校に通学する意思を示している際もバリアフリー化が進めていく事で選択肢として対応しやすくなっていくメリットもありますので意見の一つとしてご検討宜しくお願い致します。</p>	<p>令和2年度に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、「特別特定建築物」に、公立小中学校等が追加されたことにより、公立小中学校等施設は、一定規模以上の建築等を行うときは、バリアフリー基準への適合が義務付けられたほか、既存の建築物についてもバリアフリー基準への適合の努力義務が課せられました。これを受けて、国は、公立小中学校等のバリアフリー化に関する整備目標を設定するなど、学校施設のバリアフリー化に向けた取組を積極的に進めております。</p> <p>本マスタープランにおきましても、移動等円滑化促進地区内には複数の学校施設があり、それらに対する取組方針として施設出入口の段差勾配の解消、車いす利用者が利用しやすいスロープ勾配や通路幅の確保などを掲げています。</p> <p>なお、ご提案につきましては、全市的な学校施設のバリアフリー化の促進の観点から、関係部署と情報を共有してまいります。</p>	2 既に盛り込み済み
6	<p>私は、JR吉原駅から静岡まで通勤しています。その途上で、日頃から気になっている点がありますので、富士市ではぜひ解決していただき、すべての人にやさしい安全・安心・快適に移動できる富士市づくりを進めてください。</p> <p>課題3で挙げられている「商業看板の道路へのはみ出しや違法駐輪などのマナー違反」ですが、静岡市ではとりわけ、</p>	<p>「商業看板の道路へのはみ出しや違法駐輪などのマナー違反」につきましては、ご指摘のとおり視覚障害者の方などにとって大変危険なものであると認識しております。そのため、本マスタープランにおける取組方針の中で、不法占有（駐車・看板・自転車）などの解消のための住民マナーの向上を掲げております。</p>	2 既に盛り込み済み

	<p>飲食店なども多いことから、点字ブロックのすぐ近くまで看板類が置かれていることが少なくありません。視覚障害者にとっては大変危険です。「商業看板の道路へのはみ出し」がなくなるよう、商業者などへの指導や警告を行うことを計画に盛り込んでください。また、静岡市の北街道沿いの歩道には点字ブロックが整備されていますが、歩道の幅が広いこともあり、自転車の通行も多く、しかもかなりのスピードで走ってきます。すぐ脇を猛スピードで走り抜ける自転車は、歩行者にとっては大きな脅威であり、とりわけ点字ブロックを頼りにする視覚障害者には接近する自転車がわかりませんからなおさらです。歩行者と自転車利用者の双方が、安全・安心に通行できる歩道づくりも進めてください。</p>	<p>また、併せて心のバリアフリーを推進し、市民一人ひとりが障害者の方などが自立した社会生活を送ることに関心を持ち、理解を深め、自然に支え合うことができるような社会の形成を進めることが、安全・安心に通行できる歩行空間の確保に寄与するものと考えております。</p> <p>今後、本マスタープランに基づき、すべての人にやさしい安全・安心・快適に移動できる都市づくりを進めてまいります。</p> <p>なお、市では、商業看板等の市道へのはみ出しがあった場合には、適宜指導を行い、適正な道路の利用が図られるよう努めております。</p>	
7	<p>吉原駅周辺が「移動等円滑化促進地区」となることはとても有難いことです。吉原駅北口の歩道スペースですが、自転車駐輪スペースと明確に区分するため、路面をカラー化していただいておりますが、スペースが狭く、すれ違いが出来ないこと、歩道と道路との段差があること、など、すべての歩行者の安全安心な通行には、早急に解決すべき課題があると思えます。駐輪場の改修、改築などの機会に合わせ、早急な対応をお願いします。</p>	<p>吉原駅周辺地区につきましては、平成20年3月に「吉原駅・吉原本町駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、基本構想に基づいたバリアフリー整備を進めてまいりました。</p> <p>ご指摘の駐輪場の通路スペースにつきましても、以前は駐輪車両によりふさがれてしまっていたましたが、カラー舗装とすることなどにより通路スペースを確保した経緯があります。</p> <p>しかしながら、上記対応から相当期間が経過していることから、所管する部署と情報を共有し、今後の参考といたします。</p>	3 今後の参考にするもの
8	<p>P13「②利用者の安全・安心を考えた継続的なバリアフリー化の推進と維持管理を図ります。」に2つの説明文がありますが、同じ意味であり内容が重複していると思えます。</p>	<p>説明文につきましては、上段がバリアフリーの多様化を踏まえた既存施設の更新などについて掲げ、下段がバリアフリー化対応済み施設の機能が継続されるよう適切な維持管理について掲げており、その意味合いは異なるものであります。</p> <p>しかしながら、判別しやすいよう上段の文章を「バリアフリーの多様化も踏まえ、多くの方が快適かつ安全に利用できるように、既存施設の更新と機能の充実を図ります。」とします。</p>	1 反映する

9	P13「②利用者の安全・安心を考えた継続的なバリアフリー化の推進と維持管理を図ります。」の説明文に「当事者・市民が参画できる機会や仕組みを構築する」といった文言を追加してください。	P39「4-5 バリアフリーマスタープランの評価・見直し」において、「高齢者、障害者等の当事者や関係する事業者等と意見交換を実施し、意見の反映や相互理解の促進を図り、本マスタープランの評価や必要に応じた見直し」を行うこととしておりますので、文言の追加は行わないこととします。	4 反映できないもの
10	P13「③「心のバリアフリー」を推進し、バリアフリーに対する市民の意識醸成を図ります。」の説明文のうち「周囲の人々の思いやりや助け合いがなければ、高齢者や身体に障害のある方が安全・安心に施設を利用することはできない」とありますが、これは「心のバリアフリー」の定義とは異なるのではないのでしょうか。	「心のバリアフリー」の定義は、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことと認識しております。また、記載の文言につきましては、バリアフリーに対する市民の意識醸成の目的という意味合いで掲載しております。 しかしながら、ご指摘を踏まえ「周囲の人々の思いやりや助け合いなどによって、高齢者や身体に障害のある方を含めだれもがより安全・安心に施設を利用できるよう、すべての市民の参画のもとでバリアフリー化を進めます。」とします。	1 反映する
11	P13「③「心のバリアフリー」を推進し、バリアフリーに対する市民の意識醸成を図ります。」の説明文に「心のバリアフリー」を進め、お互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会を実現する」といった文言を追加してください。	平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに尊重しあいながら共生する社会の実現に向けて障害を理由とする差別の解消を推進することを目的としております。本市の「ふじし障害者プラン（富士市障害者計画）」も、この目的の達成に向けた諸施策を位置付けております。 なお、本マスタープランは、「ふじし障害者プラン（富士市障害者計画）」と整合を図っていること、また、「移動」に主眼を置いたものであることなどから、文言の追加は行わないこととします。	4 反映できないもの
12	P32 上から4行目に「思いやりの心の育成」とありますが、これを「お互いの人権や尊厳の理解」に変更してください。	「思いやりの心の育成」という表現につきましては、「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」における「心のバリアフリーとは、自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」を意識したものとなっております。また、「思いやりの心」は、「お互いの人権	4 反映できないもの

		や尊厳の理解」を包含するものと考えております。	
13	P35 上から 5 行目の文末に「バリアフリーマップ」を多くの市民に活用していただけるよう周知・啓発に努める旨を追加してください。	ご指摘のとおり、作成した「バリアフリーマップ」をより多くの市民の方に利用していただくことも重要であるため、P35 の上から 5 行目の文末を訂正し「…掲載内容の充実を図るとともに、多くの市民に利用いただけるよう周知、啓発に努めます。」とします。	1 反映する
14	P39 「バリアフリーマスタープラン」に加え「基本構想」を追加してください。	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」において、移動等円滑化促進方針(マスタープラン)に加え、基本構想の評価等につきましても、定められた事業の実施状況についての調査、評価等をおおむね 5 年ごとに行うよう努めるとともに、必要に応じて変更することとされております。 こうした内容を踏まえ、P39 の文末に「また、基本構想についても同様の評価、見直しを行うこととします。」を追記します。	1 反映する
15	P39 の 5 行目「…着実に進めるためには、」に続いて「当事者・市民が参画できる機会や仕組を構築する」旨を追加し、「高齢者、障害者等の当事者や関係する事業者等と」を削除してください。	本マスタープラン及び基本構想の評価や推進に当たっては、高齢者・障害者等の当事者や交通事業者との意見交換が不可欠であると考えていますので、文言の追加・削除は行わないこととします。	4 反映できないもの